

独立行政法人国立病院機構東京医療センター臨床研修医服務規程

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人国立病院機構東京医療センター臨床研修規程（平成22年11月10日規程第89号。以下「研修規程」という。）に定める初期臨床研修医（以下「研修医」という。）が行なう診療研修について、研修医自身の健康の確保及び医療を受ける患者等の安全確保を目的に定めるものとする。

(研修医の身分等)

第2条 研修医の組織上の位置づけとあり方については、次のとおりとする。

- 一 研修医は、独立行政法人国立病院機構東京医療センター（以下「当院」という。）の職員として任務に服する。
- 二 研修医の服務や勤務時間等就業については、研修医の身分に該当する就業規則、勤務時間規程の定めるところによる。
- 三 研修医は、組織上院長に直に属するとともに、教育研修部、各ローテーション診療科及び研修協力施設において、診療部診療科の長もしくは協力施設の長の管理下において服務を行う。

(処遇)

第3条 研修医は、当院敷地内の宿舎に居住することができる。

(診療行為に関する権限)

第4条 研修医の診療行為に関する権限は、次のとおりとする。

- 一 診療に関する権限は、次のとおりとする。
  - イ 研修医は、担当医として診療にあたり、主治医となることはできない。
  - ロ 研修医が担当する患者の診療方針の決定においては、研修医は主治医あるいはその時点で当該患者に対する意思決定に責のある医師の管理下で行わなければならない。
  - ハ 研修医が単独で行なうことを禁止する診療行為、ならびにその解除要件については、研修する診療科の特性に応じて、各科の臨床研修責任者が設定する。
  - ニ 診療行為を行う際には、常に患者からインフォームド・コンセントを取得し、安全な医療に努める。
  - ホ 患者の診療において、主治医等が行う診療方針もしくは診療行為に疑義がある場合、研修医は当該指導医等及び診療科の長に直接意見を述べる事が出来る。
  - ヘ 研修医が行うことができる医療行為・手技、さらには一般外来、救急外来、病棟及び手術室における研修医の診療行為に関する内容等については、別に定める。
- 二 診療録に関する権限は、次のとおりとする。
  - イ 研修医の診療録記載に対して、指導医等上級医師は遅滞なく内容を確認して承認を行なう。
  - ロ 研修医は、担当患者が退院後速やかに病歴要約を作成し、指導医の確認を受けるものとする。

(研修医の就労義務範囲)

第5条 研修医の就労義務範囲については、次のとおりとする。

- 一 研修義務については、次のとおりとする。
  - イ 研修医は、臨床研修実施規程第8条に定める研修方略に参加する義務を有する。
  - ロ 研修医は、院長からの命令がない限り、特別な場合を除き超過勤務を行わないものとする。
- 二 医療専門職としての義務については、次のとおりとする。
  - イ 研修医は、指導医等の監督のもとで患者の診療に専念しなければならない。
  - ロ 研修医は、ローテーション診療科もしくは協力施設での On the Job Training を行う際、指導医もしくは当該診療科の長、研修協力施設の長に無断で職務を離れてはならない。

(宿日直勤務)

第6条 研修医は、指導医及び上級医の指導の下、宿日直勤務に服さなければならない。

- 2 当直勤務及び当直明け勤務時、研修医は、自らの健康状況に注意し、過重労働と感じる場合には、指導医及び上級医に連絡することができる。また、研修医を指導する者は研修医の健康状況に留意し、過度に負担とならないように配慮を行うこととする。

(処分等)

第7条 研修医が、次の各号の一に該当した時は、院長は臨床研修管理委員会（以下「委員会」という。）を開催し、研修医の免職について協議させることができる。

- 一 医師としての資格を喪失した場合
- 二 第4条の権限を著しく逸脱した行為を研修医が繰り返した場合
- 三 第5条の義務を著しく怠った場合
- 四 研修医として研修修了の見込みがないと認められた場合

(医療安全)

第8条 研修医の診療に関連して医療事故が生じた場合には、研修医は遅滞なく指導医に内容を報告し、以後の対応は指導医等の指示に基づいて行なう。

- 2 当該研修医自らが事故対応を行うことを免責するために、報告を受けた指導医等は危機管理体制を速やかに構築する。

(健康管理)

第9条 研修医を指導する者は、研修医が心身共に健康な状態を維持しつつ臨床研修及びサービスを全うできるよう、研修方略及び労務内容について配慮しなければならない。

- 2 研修医は、研修期間中に関与する労務もしくは研修に関連し、自らの健康を害する可能性を自覚した場合、指導医、産業医もしくは教育研修部等にその旨について直接相談することが出来る。

(自己研鑽を目的とした診療等への参与)

第10条 第5条に定める研修医の就労義務範囲の他、研修医自身が自己研鑽を希望する場合においては、診療および勉強会等へ参与することができる。

- 2 研修医に義務付けられている臨床研修実施規程第8条3項に示す研修方略が研修医の就労時間外に開催された場合は、第5条一のイに関わらず参加する義務を負わない。
  - イ 研修医は、院内において職員教育を目的として行われる各種行事に参加することができる。

(勤務状況に関する疑義が生じた場合の対処)

第11条 研修医は、自らが就く勤務に関して疑義が生じた場合、病院に対して速やかに相談を行う。当該相談窓口を管理課に設置する。

(その他)

第12条 この規程の変更又はこの規程に定めのない事項については、委員会の審議・検討を経て決定するものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年11月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成24年11月21日から一部改定して施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成29年4月1日から一部改定して施行する。